

参考

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則 (平成十九年四月二十日法務省令第二十八号)

(理事会設置一般社団法人の業務の適正を確保するための体制)

第十四条 法第九十条第四項第五号 に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

- 一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 五 監事はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 六 前号の使用人の理事からの独立性に関する事項
- 七 監事の第五号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 八 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H19/H19F12001000028.html>